
母子父子寡婦福祉資金のご案内

1 母子父子寡婦福祉資金とは

- ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉の増進を目的に相模原市が実施する貸付制度です。
- 資金は貸付を受けた方からの返済金で成り立っています。

2 利用できる方（下記のすべての項目に該当していることが必要です）

- (1) 65歳未満で、市内に居住していること
 - (2) ひとり親家庭又はそれに準ずる家庭であること
 - (3) 返済の意思および能力があること
 - (4) 各資金の諸条件を満たしていること
- ※連帯保証人を立てない場合には、据置期間後年1.0%の利子がつきます。
※ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。

3 連帯保証人の要件（下記のすべての項目に該当していることが必要です）

- (1) 65歳未満で、市内に1年以上居住していること（3親等内の親族は市外居住も可 ※海外不可）
- (2) 定職に就き、一定以上の収入のある生計の主体者であること（非課税、被扶養者は不可）
- (3) 返済の意思および貸付金の返済に応じる資力があること
- (4) 原則、負債がないこと（住宅ローン等の担保資産がある場合を除く）
- (5) 過去に債務整理を行っていないこと、また、今後行う予定がないこと
- (6) 借受者と同一世帯に居住していないこと、生計が同一でないこと

- ・連帯保証人は借受者と同等の返済義務があります。
- ・変更手続きの内容や返済状況など、その他貸付に関する情報はすべて連帯保証人に連絡します。

4 申請に必要な書類等

- ① 申請書（面接時に渡します） ② 借用証書（面接時に渡します）
- ③ ひとり親家庭と確認できる書類（児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本、住民票など）
- ④ 振込口座の預金通帳もしくはキャッシュカード（振込先確認のため）
- ⑤ 申請者と連帯債務者の印鑑（別々のもの）
- ⑥ 申請者のマイナンバーがわかるもの（個人番号カードなど）と本人確認書類（運転免許証など）
- ⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書（連帯保証人を立てる方）
- ⑧ 資金ごとに必要とされる書類（所得証明書、領収書、契約書、明細書など）

5 貸付の審査・決定

貸付要件に基づき、申請書類を審査し、結果を通知します。
審査の結果、貸付できない場合もあります。

6 貸付金の入金

- 貸付金は、月末日までに申請の場合は翌月末日に振込みます。
(※転宅資金については、申請受付後、3週間程度で振込みます。)
- 継続貸付の場合、2回目以降は、3か月分ずつ振込みます。

振込日	4月末日	7月15日	10月15日	1月15日
内 訳	4~6月分	7~9月分	10~12月分	1~3月分

- ※ 振込日が休日等の場合はその前の平日となります。
- ※ 金融機関により振込みに数日を要する場合があります。

7 返済方法

- (1) 貸付終了後、6か月または1年据置いてから返済が始まります。
- (2) 据置期間終了月の翌月から月賦で、口座振替の方法で返済していただきます。
引き落とし日は、毎月末日(休日の場合はその次の平日)です。
※ATM、コンビニでの振り込みはできません。
- (3) 返済開始前に、口座振替のための口座の指定等のお手続きがあります。
- (4) 納付期限までに納入されない場合、借受者と連帯債務者に毎月督促状が送付されます。
- (5) さらに納入されない場合には、借受者、連帯債務者、連帯保証人に催告書が送付されます。
- (6) 借受者や連帯債務者が返済できない場合は連帯保証人に請求します。
- (7) 滞納した場合、返済指導のため自宅や勤務先に訪問する事があります。
- (8) 著しく返済を怠っている場合は、支払命令などの法的措置をとることがあります。

○ 違約金

納付期限を過ぎた元利金を納入すると、違約金(年3%)が発生し、年2回別途請求します。
※違約金は、償還が遅れたことについてやむを得ない理由がある場合は、免除される場合があります。
※すべての元利金の返済が終了しても、違約金が残っている場合は償還完了となりません。

○ 繰上償還

償還金の一部または全部を繰り上げて返済することができます。

○ 支払猶予

次の場合は、支払を猶予することができます。

【対象となる事由】

- ・災害、盗難、疾病、負傷などやむを得ない事情で、支払が著しく困難になったと認められるとき

母子父子寡婦福祉資金一覧表

令和5年9月現在

資金名	内容	貸付対象	貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	利子		
事業開始	事業を開始するために必要な設備等の購入資金	母・父 寡婦	3,260,000	1年	7年以内	※無利子		
事業継続	現在継続中の事業に必要な商品・材料等を購入する資金	母・父 寡婦	1,630,000	6か月	7年以内	※無利子		
技能習得	知識・技能を習得するために必要な資金	母・父 寡婦	月額 68,000	技能習得後 1年	10年以内	※無利子		
就職支度	就職に必要な洋服等の購入資金	母・父 寡婦 児童	105,000	1年	6年以内	※無利子		
住 宅	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母・父 寡婦	1,500,000	6か月	6年以内	※無利子		
転 宅	住居を移転するため、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	母・父 寡婦	260,000	6か月	3年以内	※無利子		
医療介護	保険診療の自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金又は介護を受けるために必要な資金	母・父 寡婦 児童	医療一般 340,000	6か月	5年以内	※無利子		
			医療特別 480,000					
			介護 500,000					
生 活	技能習得期間、医療介護期間、失業、母子・父子家庭になって7年未満又は家計急変した父母の生活安定に必要な資金	母・父 寡婦	技能習得 月額 141,000	6か月	技能習得 10年以内	※無利子		
			その他 月額 108,000 又は 72,000		医療介護 5年以内			
			家計急変者 児童扶養手当 全部支給の額		失業 5年以内 生活 8年以内			
修 学	お子さんが高校、大学等に就学するために必要な資金（自宅外通学等で特に必要と認められる場合には、限度額が異なります。）	児 童 子	(月額)	卒業後 6か月	10年以内	無利子		
			高校・専修高等				国公立 18,000	私立 30,000
			高 専 上段：1～3年生 下段：4・5年生				21,000	32,000
							45,000	65,600
			短 大				45,000	62,300
			大 学				47,300	72,300
			専修専門				45,000	59,300
			大学院修士				88,000	
			大学院博士				122,000	
			専修一般				35,000	
就学支度	お子さんの入学に必要な資金（自宅外通学の方は限度額が異なります）	児 童 子	(一括)	卒業後 6か月	10年以内	無利子		
			小学校				64,300	
			中学校				81,000	
			高校・専修高等				150,000	410,000
			高専				410,000	580,000
			大学・短大 専修専門					
			修業施設(中卒)				150,000	
			修業施設(高卒)				272,000	
			大学院				380,000	590,000
専修一般	150,000							
修 業	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	児 童 子	月額 68,000	技能習得後 1年	10年以内	無利子		
結 婚	お子さんが結婚するにあたり必要な経費	児 童 子	310,000	6か月	5年以内	※無利子		

児童＝20歳未満 子＝20歳以上

ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。詳しくはこども家庭相談員までお問い合わせください。

※ 連帯保証人を立てた場合は無利子となります。連帯保証人を立てない場合は年1.0%の利子がつきます。

8 変更手続き

次の場合は、速やかに『こども家庭相談員』に連絡をし、必要な手続きをしてください。

また、連帯保証人にも必ず連絡してください。

市外へ転出する	相模原市の貸付は利用できなくなります。転居後も貸付を受けたい場合は、転出先の市区町村で相談をしてください。
ひとり親家庭でなくなる(再婚等)	貸付は利用できなくなります。既に振込んだ額のうち、必要な額との差額を返済していただく場合があります。
借受者、連帯債務者、連帯保証人の住所、氏名に変更がある	返済期間中も手続きが必要です。

9 相談・申請窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ ※来所の際は事前に電話で予約をお取りください。

受付時間 月～金(土・日・祝日はお休み) 午前9:00～午後5:00

○緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21(緑区合同庁舎3階)

※津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。

希望される方は、事前に緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

○中央子育て支援センター TEL 042-769-9221

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1(ウェルネスさがみはら1階)

○南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1(南保健福祉センター3階)

令和5年9月発行 相模原市子育て給付課 042-769-8232